

市役所 春の人事異動

特別職の就任(4月1日付け)

▼副市長 吉野哲(再任)

▼上下水道事業管理者 朝長定 (新任)



小野前副市長、おつかれさまでした



任期満了に伴い、小野道彦前副市長が退任されました。おつかれさまでした。(3月31日)

新規採用職員



■人事課(内線271)

市民の皆さん、よろしくお願ひします。

市総合運動公園の運営・管理を委託しています

大村市文化・スポーツ振興財団が、施設の運営・管理・公金徴収事務を行います。

委託開始日 4月1日

※利用申請の手続きやお問い合わせは、シーハットおむら(☎207200)へ。

■河川公園課(内線434)

高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請

5月下旬に、受給の可能性がある人に申請書類を送付します。

対象 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者で、平成28年度中に65歳以上の人

申請期間 5月23日(月)～8月31日(水)

※土・日曜日、祝日を除く

■臨時給付金室 ☎463068

狂犬病予防の集合注射を実施します

年に1度の狂犬病予防注射の時期になりました。次の日程で集合注射を実施します。忘れずに接種させましょう。

集合注射日程表

5月10日(火)	9:30～10:30	西大村地区コミセン
	13:40～14:10	萱瀬ダム建設記念会館
	14:40～15:30	萱瀬住民センター
11日(水)	9:30～11:30	鈴田 "
	13:40～14:30	溝陸公民館
	15:00～15:45	三浦住民センター
12日(木)	9:30～11:00	木場公民館
	13:30～14:00	椎池 "
	14:30～15:30	上久原 "
13日(金)	9:45～11:15	郡コミセン
	13:30～14:00	上諏訪公民館
	14:30～15:00	坂口公民館
14日(土)・15日(日)	10:00～12:00	市役所別館入口
16日(月)	9:30～11:30	中地区公民館
	13:45～14:15	野岳湖公園駐車場
	14:45～15:25	松原住民センター
17日(火)	9:30～11:30	竹松 "
	13:45～15:15	福重 "

※犬を抑えることができる人が会場にお越しく下さい。
※人や他の犬に危害を加えるおそれがある犬は、必ず口輪をかけてください。

持つてくるもの

- ①市からのほうがき
 - ②接種費用(お釣りがないよう準備してください)
・狂犬病予防注射代 2,700円
・注射済票交付手数料 550円
 - ③新規登録料(すでに登録済みの場合は不要) 3,000円
- ※鑑札の再交付を受けるときは別途1,600円

動物病院でも接種できます

集合注射に参加できない場合は、必ず動物病院で接種してください。(料金は動物病院へお問い合わせください)

- ・堤動物病院(杭出津3丁目) ☎545577
- ・森動物病院(富の原1丁目) ☎552231
- ・藤井動物病院(池田1丁目) ☎521422
- ・かず動物病院(宮小路3丁目) ☎562202
- ・もみじ動物病院(竹松本町) ☎555733

※飼い犬の登録や狂犬病予防注射済票の交付などの手続きもできます。

■環境保全課(内線144)

地域密着型サービス施設の 整備事業者を募集します

募集する施設 登録定員が29人以下の、小規模多機能型居宅介護施設または看護小規模多機能型居宅介護施設

整備数 玖島・大村中学校区域内に1か所

募集期間 5月23日(月)～7月15日(金)

※募集要項は長寿介護課で配布します。また、市ホームページからも入手できます。

■長寿介護課 ☎207301

耳の不自由な人に防災ラジコを無償貸与しています

聴覚障害者または難聴者のいる世帯に、防災情報などを文字でお知らせする「防災ラジコ」を、無償で貸与しています。

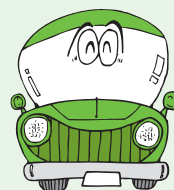
対象 ①聴覚障害を理由とした身体障害者手帳を持つ人がいる世帯
②両耳の聴力レベルが56デシベル以上の人がいる世帯

配布台数 1世帯に1台
申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、印かん
- ②過去6か月以内の聴力検査結果が記載された診断書、印かん

■危機管理課(内線2208)

税のお知らせ



■税務課(内線117)

◎軽自動車税の納期限は

5月31日(火)です

軽自動車税の納税通知書を5月上旬に送付します。市役所、各住民センター、金融機関のほか、コンビニエンスストアでも納付できます。詳しくは、通知書の裏面をご覧ください。

※店舗によっては、手数料がかかる場合があります。

※所有者が亡くなった場合は、名義変更などの手続きを行ってください。

●納期限 5月31日(火)

◎平成28年度から軽自動車税の税額が変わります

税制改正に伴い、二輪車等および三輪車以上の軽自動車税の税額の一部が変更になります。詳しくは、「広報おおむら3月号」または市ホームページをご覧ください。

◎軽自動車税の減免申請は

早めに済ませましょう

次のいずれかに該当すれば減免の対象になります。

- 1 障害者の通学、通院、通所または仕事のために使用する車で、次の①～③に該当するもの。ただし、普通車を含め1台に限ります。
- ① 障害者手帳などを持ち、歩くことが困難な人が所有する軽自動車など
- ② 障害者手帳などを持つ人と生計が同じ人が所有する軽自動車など
- ③ 障害者手帳などを持つ人の世帯の人を常時介護する人が運転する軽自動車など

※手帳の等級や障害の程度によっては、減免が受けられない場合もあります。

- 2 車両の構造が障害者用の軽自動車など
- 3 電気を動力源とする軽自動車

●申請方法

税務課市民税グループに、次の書類を添えて申請してください。

- ① 軽自動車税納税通知書
- ② 身体障害者手帳(戦傷病者手帳)、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ③ 運転免許証 ④ 車検証 ⑤ 印かん
- ⑥ 所有者のマイナンバーがわかるもの

※状況によって必要な書類があります。

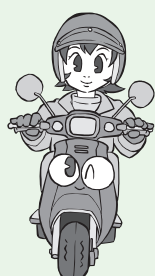
●申請期限 5月24日(火)

※申請期限を過ぎると減免できません。
※普通自動車の減免手続きは、県央振興局で受け付けています。

◎入っていますか、自賠責保険

自動車はもちろんバイク、原動機付自転車の所有者は、自賠責保険(自動車損害賠償責任保険、共済)への加入が義務付けられています。未加入者が運転すると、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金、さらに違反点数は6点で、即免許停止処分となります。

自賠責保険の期限が切れていないか、また、未加入ではないか確認してください。
加入手続きは、市内の車両販売店などで取り扱っています。



◎自動車税(県税)の

納期限は5月31日(火)です

自動車税の納付書は、5月上旬に送付されます。お近くの金融機関やコンビニエンスストアで納付しましょう。

●納期限 5月31日(火)

■県央振興局 ☎205008